

委託業務特記仕様書（令和6年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとす。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

- 第5条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。
- なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第6条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
- (1) ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

- (2) マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（業務スケジュール管理表）

第7条 本業務は、円滑な業務の実施と品質の向上を図るために、受発注者の役割分担の明確化と懸案事項や業務スケジュールを共有する、業務スケジュール管理表を作成しなければならない。

- 2 受注者は、業務スケジュール管理表を初回打合せ後速やかに提出するものとし、中間打合せ時等、必要に応じて修正をするものとする。

（Web会議【発注者指定型】）

第8条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（Web検査【発注者指定型】）

第9条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web検査実施要領」を適用する。

- 2 Web検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web検査実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】）

第10条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。

- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

第11条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県CALS/EC <https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

(C I M活用業務【受注者希望型】)

第12条 本業務は、C I M (Construction Information Modeling, Management) を活用し、建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を目的とした「C I M活用業務(受注者希望型)」の対象業務であり、別に定める「C I M活用業務試行要領」を適用する。

2 受注者は、C I M活用業務の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

C I M活用業務試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7238626/>

(本業務の特記仕様事項)

第13条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

(本業務における特記仕様事項を記載)

トンネル長寿命化修繕計画策定業務 仕様書

(目的)

第1条 本業務は、徳島県が管理するトンネル（39トンネル）の令和元年度から令和5年度までの点検結果及び修繕工事の実績等を基に、徳島県トンネル長寿命化修繕計画（令和4年3月）（以下「現計画」という。）の更新を行うものである。

業務の実施においては、本仕様書によるほか、以下の要領に従うものとする。

- ・道路トンネル定期点検要領 平成31年3月 国土交通省 道路局
- なお、これ以外の図書を使用する場合は、監督員と協議を行い、承諾を得るものとする。

(貸与資料等)

第2条 業務に必要な次の資料を貸与する。

- ・R3道整 国道193号他・県全域 トンネル長寿命化修繕計画策定業務（成果報告書）
- ・R元年度～R5年度に完了したトンネル点検業務（電子成果品）
- ・R元年度～R5年度に完了したトンネル修繕設計業務（電子成果品）
- ・R元年度～R5年度にしゅん工したトンネル修繕工事（電子成果品）
- ・対象トンネル一覧表

(業務内容)

第3条 本業務の内容は次のとおりとする。

1. 点検結果及び修繕履歴の収集・整理

対象施設に関する「貸与資料等」を収集し、施設毎の点検結果及び修繕履歴を整理して、基礎データを作成する。計画策定は基本的に点検時に判定された区分Ⅰ～Ⅳを基に策定を行うものとする。

2. 各トンネルの補修計画策定

各トンネルの補修計画策定（補修対象の抽出、補修工法の選定、概算工事費の算出）を行う。

なお、計画策定は基本的に点検時に判定された区分Ⅰ～Ⅳを基に策定を行うものとし、健全度評価に際しては、「道路トンネル定期点検要領 平成31年3月」に基づくこと。各橋梁の主な作業内容は、点検実施時期により以下のとおりとする。

【令和3年度～令和5年度】

- ・各トンネルの補修計画策定。（補修対象の抽出、補修工法の選定、概算工事費の算出）

【令和元年度～令和2年度】

- ・現計画で策定している各トンネルの補修計画を更新。（現計画策定時と点検結果（調書）が変わらないため、抽出結果、工法のチェック、補修工法単価の更新が主な作業）

2-①. 補修対象部材の抽出

トンネル毎に損傷状態、環境条件および使用条件等を踏まえ将来的な劣化予測を行い補修部材の抽出を行う。

【令和3年度～令和5年度】

- ・補修対象部材の抽出。

なお、定期点検において「判定区分Ⅲ」に判定されたトンネルは、概ね、次回点検時までには補修対策に着手できるように年次計画を立てる。

【令和元年度～令和2年度】

- ・現計画で抽出している補修対象部材の更新。

※トンネルにおいては明確な劣化予測手法（劣化予測式等）が確立されていないため、手法については協議により決定すること。

2-②. 補修工法の選定

補修が必要となるトンネルについて、一般的な補修工法の選定を行う。なお、ライフサイクルコストの縮減を行うため、従来の事後保全的な対策から予防保全的な対策へ転換することを念頭においた工法の見直し・選定を行う。

工法選定時に新技術を活用した際の費用縮減についても検討し、概算縮減費を算出する。

【令和3年度～令和5年度】

・補修工法の選定。

【令和元年度～令和2年度】

・現計画で決定している補修工法の見直し。

2-③. 概算工事費の算出

トンネルごとに、従来の事後保全的な対策を行った場合と予防保全的な対策へ転換した場合について、概算工事費を算出する。

【令和3年度～令和5年度】

・概算工事費の算出。

【令和元年度～令和2年度】

・現計画で算出している概算工事費の見直し。

3. 修繕年次計画の策定

第3条第2項及び第3条第2項①～③で作成した各トンネルの補修計画を用いて、各年度間の予算のばらつきを避けるため、予算の平準化を行う。このとき、トンネルの損傷度および施設諸元に対する優先度について、現計画で決定している点数による点数化を行い、全トンネルの補修優先順位を設定し、修繕年次計画を策定する。

4. 修繕計画のとりまとめ

- ・補修工法・劣化予測方法・予算状況などについて発注者と協議を行い、修繕計画の取りまとめを行う。
- ・計画全体の方針として、老朽化対策における基本方針、新技術等の活用方針、費用の縮減に関する具体的な方針（集約・撤去等を含め検討し記載）を定める。
- ・計画全体の目標として、集約・撤去や新技術の活用に関する短期的な数値目標及びそのコスト縮減効果を定める。
- ・個別のトンネルごとの事項（トンネルの諸元、直近における点検結果及び次回点検年度、対策内容、対策の着手・完了予定年度、対策に係る全体概算事業費）を一覧表形式等で整理する。
- ・長寿命化修繕計画策定による効果を把握するため、対象トンネルについて、今後50年間の年度毎の概算修繕費を算出し、従来の事後保全的な修繕による手法とのコストの差額を算定する。

5. 報告書の作成

上記の内容を整理し、その根拠資料とともに、業務報告書の取りまとめを行う。

6. 打合せ

打合せは、業務着手時（1回）、中間打合せ（1回）、成果物納入時（1回）の計3回とする。

対象施設一覧（トンネル）

	施設ID	トンネル名	フリガナ	路線名	建設年度 (西暦)	供用年度 (西暦)	延長 (m)	幅員(m)	点検実施 年度(西暦)	損傷 箇所数	損傷箇所数区分	非常用設備 有:1 無:0
①	33.74235,134.27897	海川トンネル	(カイカウツネル)	国道193号	1965	1965	57.7	4	2020	131	100箇所以上	0
②	33.75908,134.25720	上海川2号トンネル	(カミカイワニゴウツネル)	国道193号	1961	1961	25	3.8	2021	8	025箇所未満	0
③	33.76137,134.34486	クボノトンネル	(クボノツネル)	日和佐上那賀線	1954	1954	29.7	3.4	2021	59	050箇所以上	0
④	33.76636,134.04877	四ツ足峠トンネル	(ヨツアジツケツネル)	国道195号	1964	1965	968.7	5	2019	363	300箇所以上	1
⑤	33.76666,134.24729	上海川1号トンネル	(カミカイワダ イチゴウツネル)	国道193号	1961	1961	39	3.8	2021	40	025箇所以上	0
⑥	33.77176,134.14446	折宇トンネル	(オリウツネル)	国道195号	2012	2012	197	7.1	2021	4	025箇所未満	0
⑦	33.77414,134.16978	新西宇トンネル	(シンニシウツネル)	国道195号	1971	1971	587	7.1	2019	1226	500箇所以上	0
⑧	33.77468,134.08109	榎木谷トンネル	(エノキダニツネル)	国道195号	1960	1960	45	5	2021	37	025箇所以上	0
⑨	33.77999,134.26922	十二弟子トンネル	(ジュウニシシツネル)	国道193号	1987	1987	827	7.1	2021	115	100箇所以上	1
⑩	33.78491,134.29441	旧府殿トンネル	(キョウフテンツネル)	国道193号	1928	1928	42	3.5	2021	36	025箇所以上	0
⑪	33.78502,134.29521	府殿トンネル	(フテンツネル)	国道193号	1991	1991	93	6.2	2020	85	050箇所以上	0
⑫	33.78673,134.20769	新九文名トンネル	(シンクモミナミツネル)	国道195号	1974	1975	257	7.7	2020	180	100箇所以上	0
⑬	33.79024,134.29765	御所谷トンネル	(ゴショウダニツネル)	国道193号	1991	1992	129	6.9	2022	0	025箇所未満	0
⑭	33.79210,134.48475	赤松トンネル	(アカマツツネル)	阿南驚敷日和佐線	1998	1998	285	7.5	2020	30	025箇所以上	0
⑮	33.79434,134.31440	玉谷トンネル	(タマダニツネル)	国道193号	1956	1956	32	5	2022	47	025箇所以上	0
⑯	33.79528,134.31444	下御所第3トンネル	(シモゴショウダ イサツツネル)	国道193号	1956	1956	30	5	2021	18	025箇所未満	0
⑰	33.79591,134.30750	平谷2号トンネル	(ヒラダ ニゴウウツネル)	国道193号	2004	2005	323	7.5	2021	16	025箇所未満	0
⑱	33.79624,134.30420	平谷トンネル	(ヒラダニツネル)	国道193号	2000	2005	80	7.5	2022	0	025箇所未満	0
⑲	33.79858,134.31586	下御所第2トンネル	(シモゴショウダ イニツネル)	国道193号	1955	1956	49	5	2021	45	025箇所以上	0
⑳	33.79917,134.31639	下御所第1トンネル	(シモゴショウダ イイチツネル)	国道193号	1955	1956	52	5	2021	50	050箇所以上	0
㉑	33.80019,134.46048	大久保トンネル	(オオクボツネル)	国道195号	1963	1963	71	3.3	2019	168	100箇所以上	0
㉒	33.80019,134.46053	旧大久保トンネル	(キョウオオクボツネル)	国道195号	1963	1963	63	3.5	2022	27	025箇所以上	0
㉓	33.80100,134.38013	桜谷トンネル	(サクラダニツネル)	国道195号	1971	1971	276	7.3	2022	56	050箇所以上	0
㉔	33.80186,134.29464	新柳瀬トンネル	(シンヤナセツネル)	国道195号	1973	1973	60	7.8	2020	67	050箇所以上	0
㉕	33.80324,134.33005	出合トンネル	(デアイトツネル)	国道195号	1956	1956	110	4	2021	94	050箇所以上	0
㉖	33.80441,134.33174	出合大戸トンネル	(デアイトツネル)	国道195号	2002	2003	920	7.5	2022	61	050箇所以上	1
㉗	33.80634,134.36286	長安第3トンネル	(チガヤスタ イサツツネル)	国道195号	1994	1994	66	5	2022	17	025箇所未満	0
㉘	33.80765,134.32297	日真トンネル	(ヒマトツネル)	国道193号	1979	1982	111.2	7	2021	79	050箇所以上	0
㉙	33.80772,134.24350	小見野々トンネル	(コミノツネル)	国道195号	1966	1966	254.5	6	2019	125	100箇所以上	0
㉚	33.80861,134.36200	長安第2トンネル	(チガヤスタ イニツネル)	国道195号	1955	1956	30	5	2021	63	050箇所以上	0
㉛	33.80990,134.36081	長安第1トンネル	(チガヤスタ イイチツネル)	国道195号	1955	1956	62	5	2021	205	200箇所以上	0
㉜	33.81132,134.26044	白石トンネル	(シライシツネル)	国道195号	1975	1975	327.4	7.7	2019	99	050箇所以上	0
㉝	33.82976,134.43059	旧相生トンネル	(キョウアイトツネル)	竹ガ谷驚敷線	1939	1939	150.4	3.5	2021	186	100箇所以上	0
㉞	33.82980,134.43005	相生トンネル	(アイトツネル)	竹ガ谷驚敷線	2012	2012	251	3.7	2022	1	025箇所未満	0
㉟	33.83754,134.29104	追立トンネル	(オツタツネル)	国道193号	1995	1995	276	6.3	2021	75	050箇所以上	0
㊱	33.85159,134.28770	木沢トンネル	(キザツネル)	国道193号	2007	2007	1280	7.5	2022	0	025箇所未満	1
㊲	33.85835,134.26091	小島トンネル	(オハツツネル)	木沢上那賀線	2000	2000	130	7.1	2021	13	025箇所未満	0
㊳	33.88153,134.28366	大釜トンネル	(オオカマツネル)	国道193号	1961	1961	102	3.7	2021	27	025箇所以上	0
㊴	33.91556,134.27806	雲早トンネル	(クモソウツネル)	山川海南線	1967	1967	123	4	2019	36	025箇所以上	0